

国有林の地域別の森林計画（案）に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

（胆振東部森林計画区）

北海道森林管理局

本森林計画区における国有林の地域別の森林計画について、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第1項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、同法第6条第2項に基づく意見の申し立て及び学識経験者、関係行政機関等への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なもの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
I 2 前計画の実行結果の概要及びその評価	<p>前計画の実行結果の概要及びその評価のところで、「伐採立木材積の主伐では、大雨の影響で林道が通行不可となつたことから、実行数量が計画を下回った。間伐については、おおむね計画数量を確保した。</p> <p>間伐面積については、大雨の影響で林道が通行不可となり、実行できない箇所が生じたことから、実行数量が計画を下回った。」となっているが、林道が通行不可になって間伐が実行できなかつたけどおおむね計画どおりの数量が確保されたという評価に矛盾があるのでは。</p>	3	<p>御意見を踏まえ、論旨を明確にするため以下のとおり修文します。</p> <p>「伐採立木材積の主伐については、大雨の影響で林道が通行不可となつたことから、実行数量が計画を下回った。間伐については、おおむね計画数量を確保した。</p> <p>間伐面積については、材積と異なり、実行数量が計画を下回った。これは、大雨の影響で林道が通行不可となつたこと及び森林調査簿における蓄積量が過小状態であったためと考えられ、今後、森林調査簿の精緻化が課題となっている。」</p>
I 2 前計画の実行結果の概要及びその評価	<p>各森林計画区とも計画に対してその実行率が低いようだが、この背景として、林業の収益性が他産業よりも低くなつてしまつており、林業への新規就業の魅力が減退して担い手がいなくなり供給サイドに限界が生じていることがあるのではないか。このことを解決するためにも、森林管理局においては収益の上がるようしつかりとした事業の発注に取り組んでいただきたい。</p>	4	<p>御指摘のとおり、林業を持続可能な形で発展させていくとともに、こうした施業を通じて公益的機能の維持増進を図つていく必要があり、そのためには、伐採から再造林・保育に至る林業の収支をプラスに転換させる取組が不可欠です。</p> <p>森林管理局としてもこうした考え方方に立ち、</p> <p>①緩傾斜で林道からの距離が近いなどの条件有利地の人工林では、高性能林業機械や新技術を取り入れつつ効率性の高い主伐及び再造林を実施して民有林への模範を示していくとともに、</p> <p>②奥地の条件不利な人工林では、間伐を実施しながら天然更新を促し針広混交林化を進める。</p> <p>といった取組を進めているところであり、こうした方向性について計画の中に盛り込んでいるところです。</p>
II 第 2 1 (1) 森林の整備及び保全の目標	<p>森林の整備及び保全の目標と森林の整備及び保全に関する基本的な事項について、「また、育成单層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる箇所については、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ育成複層林等へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。」とある。</p> <p>しかしながらこの記載では「原生的な森林の保存に努める」が自然条件等に応じ、育成单層林の一部に原生的な森林が存在するという意味になり論理に矛盾が生じるので、この表現を修正すべき。</p>	3	<p>御意見を踏まえ、論旨を明確にするため以下のとおり修文します。</p> <p>「また、育成单層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる箇所については、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ育成複層林等へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。」</p>
II 第 2 2 (3) 森林認証の整備	<p>認証森林について、「本森林計画区では、平成24年にむかわ町が北海道と連携して森林認証を取得したことを受け、平成25年度には国有林が認証を取得している。</p> <p>地域の関係者と連携しつつ、計画に基づく各種事業の実行により、認証森林の整備を推進していく。」とあるが、計画面積を増やすという意味なのかなど、解釈の幅が大きすぎるので、表現をただすべき。</p>	3	<p>御意見を踏まえ、論旨を明確にするため以下のとおり修文します。</p> <p>「本森林計画区では、平成24年にむかわ町が北海道と連携して森林認証を取得したことを受け、平成25年度には国有林が認証を取得している。地域の関係者と連携しつつ、計画に基づく各種事業の実行により、認証森林の基準に即して施業を進めていく。」</p>

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
II 第3 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	国有林においては、保持林業にどのように関わっていくのか。	4	北海道森林管理局では、保持林業という文言を使用してはいないところですが、天然力を活用しつつ「多様な森林づくり」の推進に取り組んでいるところです。 具体的には、①伐採する際に、広葉樹が良好にまとまって生育している箇所は伐採する区域から除外して天然林に戻していく、②保育の際に、人工林内で天然に生育した樹木を残すなどの工夫を行っています。
II 第3 2 (2) 天然更新に関する事項	今後、天然更新の数量を増やしていくのか。	4	主伐期を迎える人工林のうち、奥地で傾斜のある箇所等の条件不利地については、侵入木や周辺の母樹の状況を見極めながら天然更新による針広混交林化を進めていく考えであり、このことにより今後、天然更新の数量を増やしていくこととしています。 なお、天然更新に当たっては、何も人為を加えないというわけではなく、地表処理やササの刈払い等の補助作業を適宜実施していくこととしています。
II 第3 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」のところで、傾斜の区分ごとに望ましい路網密度の水準が示されている。森林計画区のごとにこの水準に基づいて試算した望ましい路網密度を提示すべき。 また、基幹路網の現状について記載されているが、現状の路網は総延長だけ示されているため、人工林における平均路網密度が分からず。これを計画において示せないか検討していただきたい。	4	御指摘の点は重要な論点であり、今後の計画編成に当たっての検討課題としたいと考えます。
II 第4 1 (2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	林産物の搬出方法を特定する森林についての関係で、日高管内でタワーヤーダを購入して架線集材が始まると聞いたが、国有林での事例なのか。	4	ある事業者がタワーヤーダを購入して民有林で架線集材を開始したことは確認していますが、現時点では国有林での実績はないところです。
II 第4 3 島獣の防止に関する事項	エゾシカ被害の防止については記載されているが、ヒグマ対策については検討されているのか。	4	「国有林の地域別の森林計画」においては、農林業への影響を主眼にした鳥獣害防止対策を盛り込むこととしており、ヒグマによる林業被害は少なくとも国有林野では確認されていないことから記載していなかったところです。 その一方で、近年、ヒグマによる人身事故や農業被害が問題となっていることから、こうした観点からの北海道森林管理局との取組について、地域管理経営計画の樹立の際に検討していくと考えております。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
—	北海道森林管理局ではUAV（ドローン）を使用して、森林管理をしているのか。また、UAV（ドローン）使用しているのであれば、それは北海道の国有林においてだけなのか。	4	近年の技術の進歩や限られた人員体制での効率的な業務執行の必要性を踏まえ、全ての森林管理局において、UAV（ドローン）による調査を導入してきております。 ただし、現在の技術ではまだ森林資源量の把握は困難なことから、現時点では、ナラ枯れ等の森林病害虫被害の把握や大雨等の際の被災状況の調査が主体となっています。

国有林の地域別の森林計画（案）に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

（宗谷森林計画区）

北海道森林管理局

本森林計画区における国有林の地域別の森林計画について、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第1項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、同法第6条第2項に基づく意見の申し立て及び学識経験者、関係行政機関等への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なものの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
I 2前計画の実行結果の概要及びその評価	<p>前計画の実行結果の概要及びその評価のところで、「伐採立木材積については、おおむね計画どおりの実行材積となつた。人工造林面積については、後半5カ年で実行を計画していた箇所を前倒ししたことにより、実行数量が計画を上回つた。天然更新面積については、保安機能の発揮に必要な植栽を行つたため実行数量が計画を上回つた。</p> <p>間伐面積については、立木販売の不調により、実行数量が計画を下回つた。」となつてゐるが、間伐面積が実行数量を下回つてゐるのに、伐採立木材積がおおむね計画どおりの数量が確保されたという評価に矛盾があるのでは。</p>	3	<p>御意見を踏まえ、論旨を明確にするため以下のとおり修文します。</p> <p>「立木販売は不調であったが、伐採立木材積については、おおむね計画どおりの実行材積となつた。一方で、間伐面積については実行数量が計画を下回つた。これは森林調査簿における蓄積量が過小状態であったためと考えられ、今後、森林調査簿の精緻化が課題となっている。</p> <p>人工造林面積については、後半5カ年で実行を計画していた箇所を前倒ししたことにより、実行数量が計画を上回つた。天然更新面積については、保安機能の発揮に必要な植栽を行つたため実行数量が計画を上回つた。」</p>
I 2前計画の実行結果の概要及びその評価	各森林計画区とも計画に対してその実行率が低いようだが、この背景として、林業の収益性が他産業よりも低くなつてしまつており、林業への新規就業の魅力が減退して担い手がいなくなり供給サイドに限界が生じていることがあるのではないか。このことを解決するためにも、森林管理局においては収益の上がるようしつかりとした事業の発注に取り組んでいただきたい。	4	<p>御指摘のとおり、林業を持続可能な形で発展させていくとともに、こうした施業を通じて公益的機能の維持増進を図つていく必要があり、そのためには、伐採から再造林・保育に至る林業の収支をプラスに転換させる取組が不可欠です。</p> <p>森林管理局としてもこうした考え方方に立ち、</p> <p>①緩傾斜で林道からの距離が近いなどの条件有利地の人工林では、高性能林業機械や新技術を取り入れつつ効率性の高い主伐及び再造林を実施して民有林への模範を示していくとともに、</p> <p>②奥地の条件不利な人工林では、間伐を実施しながら天然更新を促し針広混交林化を進める。</p> <p>といった取組を進めているところであり、こうした方向性について計画の中に盛り込んでいるところです。</p>
II 第2 1 (1) 森林の整備及び保全の目標	<p>森林の整備及び保全の目標と森林の整備及び保全に関する基本的な事項について、「また、育成单層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる箇所については、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ育成複層林等へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。」とある。</p> <p>しかしながらこの記載では「原生的な森林の保存に努める」が自然条件等に応じ、育成单層林の一部に原生的な森林が存在するという意味になり論理に矛盾が生じるので、この表現を修正すべき。</p>	3	<p>御意見を踏まえ、論旨を明確にするため以下のとおり修文します。</p> <p>「また、育成单層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる箇所については、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ育成複層林等へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。」</p>
II 第3 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	国有林においては、保持林業にどのように関わっていくのか。	4	<p>北海道森林管理局では、保持林業という文言を使用してはいないところですが、天然力を活用しつつ「多様な森林づくり」の推進に取り組んでいるところです。</p> <p>具体的には、①伐採する際に、広葉樹が良好にまとまって生育している箇所は伐採する区域から除外して天然林に戻していく、②保育の際に、人工林内で天然に生育した樹木を残すなどの工夫を行っています。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
II 第3 2 (2) 天然更新に関する事項	今後、天然更新の数量を増やしていくのか。	4	主伐期を迎える人工林のうち、奥地で傾斜のある箇所等の条件不利地については、侵入木や周辺の母樹の状況を見極めながら天然更新による針広混交林化を進めていく考えであり、このことにより今後、天然更新の数量を増やしていくこととしています。 なお、天然更新に当たっては、何も人為を加えないというわけではなく、地表処理やササの刈払い等の補助作業を適宜実施していくこととしています。
II 第3 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」のところで、傾斜の区分ごとに望ましい路網密度の水準が示されている。森林計画区のごとにこの水準に基づいて試算した望ましい路網密度を提示すべき。 また、基幹路網の現状について記載されているが、現状の路網は総延長だけ示されているため、人工林における平均路網密度が分からぬ。これを計画において示せないか検討していただきたい。	4	御指摘の点は重要な論点であり、今後の計画編成に当たっての検討課題としたいと考えます。
II 第4 1 (2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	林産物の搬出方法を特定する森林についての関係で、日高管内でタワーヤーダを購入して架線集材が始まったと聞いたが、国有林での事例なのか。	4	ある事業者がタワーヤーダを購入して民有林で架線集材を開始したことは確認していますが、現時点では国有林での実績はないところです。
II 第4 3 鳥獣の防止に関する事項	エゾシカ被害の防止については記載されているが、ヒグマ対策については検討されているのか。	4	「国有林の地域別の森林計画」においては、農林業への影響を主眼にした鳥獣害防止対策を盛り込むこととしており、ヒグマによる林業被害は少なくとも国有林野では確認されていないことから記載していなかったところです。 その一方で、近年、ヒグマによる人身事故や農業被害が問題となっていることから、こうした観点からの北海道森林管理局としての取組について、地域管理経営計画の樹立の際に検討していくと考えております。
—	北海道森林管理局ではUAV（ドローン）を使用して、森林管理をしているのか。また、UAV（ドローン）を使用しているのであれば、それは北海道の国有林においてだけなのか。	4	近年の技術の進歩や限られた人員体制での効率的な業務執行の必要性を踏まえ、全ての森林管理局において、UAV（ドローン）による調査を導入しております。 ただし、現在の技術ではまだ森林資源量の把握は困難なことから、現時点では、ナラ枯れ等の森林病害虫被害の把握や大雨等の際の被災状況の調査が主体となっています。

国有林の地域別の森林計画（案）に対する 意見の要旨及び当該意見の処理の結果等

（網走東部森林計画区）

北海道森林管理局

本森林計画区における国有林の地域別の森林計画について、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第1項に基づき公告・縦覧に付した案に対し、同法第6条第2項に基づく意見の申し立て及び学識経験者、関係行政機関等への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理の結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難なもの、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修文するもの：意見を踏まえ、計画（案）を修文したものです。
- 4 今後の検討課題等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
I 2 前計画の実行結果の概要及びその評価	各森林計画区とも計画に対してその実行率が低いようだが、この背景として、林業は他産業よりも収益性が低くなってしまっており、林業への新規就業の魅力が減退して担い手がいなくなり供給サイドに限界が生じていることがあるのではないか。このことを解決するためにも、森林管理局においては収益の上がるようしつかりとした事業の発注に取り組んでいただきたい。	4	御指摘のとおり、林業を持続可能な形で発展させていくとともに、こうした施業を通じて公益的機能の維持増進を図っていく必要があります。そのためには、伐採から再造林・保育に至る林業の収支をプラスに転換させる取組が不可欠です。 森林管理局としてもこうした考え方方に立ち、 ①緩傾斜で林道からの距離が近いなどの条件有利地の人工林では、高性能林業機械や新技術を取り入れつつ効率性の高い主伐及び再造林を実施して民有林への模範を示していくとともに、 ②奥地の条件不利な人工林では、間伐を実施しながら天然更新を促し針広混交林化を進める。 といった取組を進めているところであります、こうした方向性について計画の中に盛り込んでいるところです。
II 第2 1 (1) 森林の整備及び保全の目標	森林の整備及び保全の目標と森林の整備及び保全に関する基本的な事項について、「また、育成单層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる箇所については、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ育成複層林等へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。」とある。 しかしながらこの記載では「原生的な森林の保存に努める」が自然条件等に応じ、育成单層林の一部に原生的な森林が存在するという意味になり論理に矛盾が生じるので、この表現を修正すべき。	3	御意見を踏まえ、論旨を明確にするため以下のとおり修文します。 「また、育成单層林へ誘導・維持する施業の適地が限られる箇所については、自然条件等に応じ、天然力を活用しつつ育成複層林等へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。」
II 第2 2 (3) 森林認証の整備	認証森林について、「本森林計画区では、平成24年に道有林が森林認証を取得した事を受け、平成25年度には国有林が認証を取得している。 地域の関係者と連携しつつ、計画に基づく各種事業の実行により、認証森林の整備を推進していく。」とあるが、計画面積を増やすという意味なのかなど、解釈の幅が大きすぎるので、表現をただすべき。	3	御意見を踏まえ、論旨を明確にするため以下のとおり修文します。 「本森林計画区では、平成24年に道有林が森林認証を取得した事を受け、平成25年度には国有林が認証を取得している。 地域の関係者と連携しつつ、計画に基づく各種事業の実行により、認証森林の基準に即して施業を進めていく。」
II 第3 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	国有林においては、保持林業にどのように関わっていくのか。	4	北海道森林管理局では、保持林業という文言を使用してはいないところですが、天然力を活用しつつ「多様な森林づくり」の推進に取り組んでいるところです。 具体的には、①伐採する際に、広葉樹が良好にまとまって生育している箇所は伐採する区域から除外して天然林に戻していく、②保育の際に、人工林内で天然に生育した樹木を残すなどの工夫を行っています。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
II 第3 2 (2) 天然更新に関する事項	今後、天然更新の数量を増やしていくのか。	4	主伐期を迎える人工林のうち、奥地で傾斜のある箇所等の条件不利地については、侵入木や周辺の母樹の状況を見極めながら天然更新による針広混交林化を進めていく考えであり、このことにより今後、天然更新の数量を増やしていくこととしています。 なお、天然更新に当たっては、何も人為を加えないというわけではなく、地表処理やササの刈払い等の補助作業を適宜実施していくこととしています。
II 第3 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」のところで、傾斜の区分ごとに望ましい路網密度の水準が示されている。森林計画区のごとにこの水準に基づいて試算した望ましい路網密度を提示すべき。 また、基幹路網の現状について記載されているが、現状の路網は総延長だけ示されているため、人工林における平均路網密度が分からぬ。これを計画において示せないか検討していただきたい。	4	御指摘の点は重要な論点であり、今後の計画編成に当たっての検討課題としたいと考えます。
II 第4 1 (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	林産物の搬出方法を特定する森林についての関係で、日高管内でタワーヤーダを購入して架線集材が始まったと聞いたが、国有林での事例なのか。	4	ある事業者がタワーヤーダを購入して民有林で架線集材を開始したことは確認していますが、現時点では国有林での実績はないところです。
II 第4 3 鳥獣の防止に関する事項	エゾシカ被害の防止については記載されているが、ヒグマ対策については検討されているのか。	4	「国有林の地域別の森林計画」においては、農林業への影響を主眼にした鳥獣害防止対策を盛り込むこととしており、ヒグマによる林業被害は少なくとも国有林野では確認されていないことから記載していなかったところです。 その一方で、近年、ヒグマによる人身事故や農業被害が問題となっていることから、こうした観点からの北海道森林管理局としての取組について、地域管理経営計画の樹立の際に検討していくと考えております。
—	北海道森林管理局ではUAV（ドローン）を使用して、森林管理をしているのか。また、UAV（ドローン）を使用しているのであれば、それは北海道の国有林においてだけなのか。	4	近年の技術の進歩や限られた人員体制での効率的な業務執行の必要性を踏まえ、全ての森林管理局において、UAV（ドローン）による調査を導入しております。 ただし、現在の技術ではまだ森林資源量の把握は困難なことから、現時点では、ナラ枯れ等の森林病害虫被害の把握や大雨等の際の被災状況の調査が主体となっています。